(六)　設立委員は、機構が成立したときは、遅滞なく、その事務を機構の理事長に引き継がなければならないものとした。（附則第三条第六項関係）

(七)　機構の行う設立の登記は、平成二六年四月一日から二週間以内に、主たる事務所の所在地においてしなければならないものとした。（附則第三条第七項関係）

26　財団法人地方自治情報センターの解散並びに権利及び義務の承継等

(一)　財団法人地方自治情報センター（以下「地方自治情報センター」という。）は、平成二六年四月一日に解散し、その一切の権利及び義務は、解散時において機構が承継するものとした。この場合においては、他の法令中法人の解散及び清算に関する規定は、適用しないものとした。（附則第五条第一項関係）

(二)　機構が地方自治情報センターの権利及び義務を承継したときは、地方自治情報センターの解散の日の前日において地方自治情報センターに対して地方公共団体により拠出をされている金額に相当する金額は、機構の設立に際し、地方公共団体から機構に対し出資されたものとした。（附則第五条第二項関係）

(三)　機構が地方自治情報センターの権利及び義務を承継したときは、地方自治情報センターの解散時において住民基本台帳法第三〇条の一三第三項及び第三〇条の一四第三項に規定する届出があったものとみなして、同法第三〇条の一三第三項及び第三〇条の一四第三項の規定をそれぞれ適用するものとした。（附則第五条第三項関係）

27　機構が地方自治情報センターの権利及び義務を承継したことに伴う住民基本台帳法の適用の特例

平成二六年四月一日から行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日の前日までの間は、機構について、住民基本台帳法第三〇条の一〇第二項、第三〇条の一二、第三〇条の一六、第三〇条の一七第三項、第三〇条の一九、第三〇条の二四及び第三〇条の二五の規定は、適用しないものとした。（附則第六条関係）

28　財団法人自治体衛星通信機構の権利及び義務の承継

(一)　機構が成立した時において、財団法人自治体衛星通信機構（以下「自治体衛星通信機構」という。）が有する権利及び義務であって、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の規定により自治体衛星通信機構が同法第三四条第一項に規定する指定認証機関として処理することとされている事務（当該事務に附帯する事務を含む。）に係るものは、機構が成立した時において、権利及び義務の承継に関し必要な事項を定めた承継計画書において定めるところに従い、機構が承継するものとした。（附則第七条第一項関係）

(二)　機構が自治体衛星通信機構の権利及び義務を承継したときは、機構が成立した時において電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第三七条第三項及び第三八条第三項に規定する届出があったものとみなして、同法第三七条第三項及び第三八条第三項の規定をそれぞれ適用した。（附則第七条第二項関係）

29　機構が自治体衛星通信機構の権利及び義務を承継したことに伴う電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律の適用の特例

平成二六年四月一日から行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律附則第三号に掲げる規定の施行の日の前日までの間は、機構について、電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律第三四条第二項、第三六条、第四〇条、第四一条第三項、第四三条、第四八条及び第四九条の規定は、適用しないものとした。（附則第八条関係）

30　機構の業務の範囲等に係る経過措置

この法律の施行の日から行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律の施行の日の前日までの間におけるこの法律の規定の適用について、所要の規定の整備を行うものとした。（附則第九条関係）

31　経過措置及び関係法律の改正等

この法律の施行に伴い必要な経過措置は政令で定めることとするとともに、関係法律の改正その他の所要の規定の整備を行うものとした。（附則第一〇条～附則第一六条）

◇公職選挙法施行令及び日本国憲法の改正手続に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第一五九号）（総務省）

一　公職選挙法施行令の一部改正関係

1　選挙人の宣言及び代理投票の仮投票に係る条文上の表現について、「身体の故障又は文盲」から「心身の故障その他の事由」に改めることとした。（第四〇条第一項及び第四一条第一項関係）

2　不在者投票の代理投票における補助者については、不在者投票管理者が管理する投票の記載をする場所において投票に係る事務に従事する者のうちから定めるものとした。（第五六条第四項関係）

3　在外投票の代理投票における補助者については、在外投票に係る事務に従事する在外公館職員のうちから定めるものとした。（第六五条の四第三項関係）

4　指定都市の区に適用する指定都市以外の市に関する規定に、公職選挙法施行令第五〇条及び第五六条を追加した。（第一四一条の三第一項関係）

二　日本国憲法の改正手続に関する法律施行令の一部改正関係

1　投票人の宣言及び代理投票の仮投票に係る条文上の表現について、「身体の故障又は文盲」から「心身の故障その他の事由」に改めることとした。（第五一条第一項及び第五二条第一項関係）

2　不在者投票の代理投票における補助者については、不在者投票管理者が管理する投票の記載をする場所において投票に係る事務に従事する者のうちから定めるものとした。（第七〇条第四項関係）

3　在外投票の代理投票における補助者については、在外投票に係る事務に従事する在外公館職員のうちから定めるものとした。（第九五条第三項関係）

4　指定都市の区に適用する指定都市以外の市に関する規定に、日本国憲法の改正手続に関する法律施行令第六四条第一項及び第七〇条第一項を追加した。（第一四二条第一項関係）

5　成年被後見人に係る憲法改正国民投票の投票権の欠格条項及び投票人名簿の表示に係る規定が削除されたことに伴い、所要の規定の整理を行うこととした。（令第七条、第八条、第九条第一項、第二八条及び第一四一条第一項関係）

三　施行期日等

1　この政令は、成年被後見人の選挙権の回復等のための公職選挙法等の一部を改正する法律の施行の日から施行するものとした。

2　改正後の公職選挙法の規定は、この政令の施行日後初めてその期日を公示又は告示される選挙から適用するものとした。

◇内閣官房組織令及び高度情報通信ネットワーク社会推進戦略本部令の一部を改正する政令（政令第一六〇号）（内閣官房）

1　内閣総理大臣の指定する内閣官房副長官補は、内閣情報通信政策監の事務の整理を掌理することとした。（内閣官房組織令第一〇条第二項関係）

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇内閣府本府組織令の一部を改正する政令（政令第一六一号）（内閣府本府）

1　大臣官房及び大臣官房企画調整課の所掌事務に行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に規定する個人番号及び法人番号の利用に関すること（他省の所掌に属するものを除く。）を追加することとした。

2　この政令は、公布の日から施行することとした。

◇森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法施行令（政令第一六二号）（農林水産省）

1　生産事業者団体等の範囲等

(一)　森林の間伐等の実施の促進に関する特別措置法（平成二〇年法律第三二号。以下「法」という。）第二条第三項第一号に規定する生産事業者団体等として政令で定める者は、森林組合及び森林組合連合会並びにこれらの子会社とすることとした。（第一条第一項関係）